一号中「住所」の下に「（その者が法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書（同項第一号に規定する継続適用届出書をいう。第三十六項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出をしたものであり、かつ、当該非課税口座廃止届出書の提出の際、帰国（法第三十七条の十四第二十七項に規定する帰国をいう。第三十六項第六号及び第三十八項第二号並びに第十八条の十五の九及び第十八条の十五の十において同じ。）をしていないものである場合には、その者の出国（法第三十七条の十四第二十七項に規定する出国をいう。第三十六項及び第三十七項並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の七第二項第二号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の十において同じ。）の日の前日の住所）」を加え、同条第三十八項中「第二十五条の十三第三十四項」を「第二十五条の十三第三十六項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に、「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十二項」に、「同条第三十一項又は第三十三項」を「同条第三十三項又は第三十五項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十六項中「第二十五条の十三第三十項に」を「第二十五条の十三第三十二項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項の次に次の三項を加える。

36　法第三十七条の十四第二十七項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　継続適用届出書の提出（法第三十七条の十四第二十七項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　継続適用届出書の提出をする者に係る法第三十七条の十四第二十七項第一号に規定する給与等の支払者（次号において「給与等の支払者」という。）の名称及び所在地

三　給与等の支払者からの転任の命令その他これに準ずる事由により出国をすることとなつた事情の詳細

四　継続適用届出書の提出をする者が開設している非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

五　出国をする予定年月日及び出国後の国外における連絡先

六　継続適用届出書の提出をする者が帰国をする予定年月日及び帰国をした後再び第四号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨

七　継続適用届出書の提出をする者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項の規定の適用を受けない旨又は同項の規定の適用を受けないと見込まれる旨

八　継続適用届出書の提出をする者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

九　その他参考となるべき事項

37　法第三十七条の十四第二十七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第二十七項第二号の届出書（以下この項、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九第二項第九号において「出国届出書」という。）の提出（法第三十七条の十四第二十七項に規定する提出をいう。以下この項及び第十八条の十五の九第二項第九号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　出国届出書の提出をする者が開設している非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

三　出国をする予定年月日及び出国後の国外における連絡先

四　出国届出書の提出をする者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合には、その旨

五　出国届出書の提出をする者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

六　その他参考となるべき事項

38　法第三十七条の十四第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　帰国届出書（法第三十七条の十四第二十九項に規定する帰国届出書をいう。第三号並びに第十八条の十五の五第一号、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）の提出（同項に規定する提出をいう。第三号及び第十八条の十五の九において同じ。）をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　帰国をした旨及び帰国をした年月日

三　帰国届出書の提出をする者が開設している非課税口座の記号又は番号

四　前号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の四第一項第一号中「非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第一項後段」に、「以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」を「次号及び次項並びに第十八条の十五の九第二項第八号」に、「この条に」を「この条（第三項を除く。）、第十八条の十五の九第二項第八号及び第十八条の十五の十一第二項第十号イに」に、「氏名若しくは」を「氏名又は」に改め、「又は勘定の変更若しくは平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定に係る非課税口座異動届出書を提出する者」を削り、同項第三号中「氏名、住所又は個人番号の変更をした場合には」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第四項中「第二十五条の十三の二第四項」を「第二十五条の十三の二第六項」に改め、同項第一号イ中「非課税口座異動届出書　当該」を「非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第六項に規定する非課税口座異動届出書をいう。以下この項において同じ。）　当該」に改め、「（第四号を除く。）」を削り、同号ロ中「第二十五条の十三の二第二項」を「第二十五条の十三の二第四項」に、「この条」を「この項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条の十三の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十五条の十三の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　非課税口座異動届出書（施行令第二十五条の十三の二第二項前段に規定する非課税口座異動届出書をいう。次号において同じ。）の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

二　非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及び当該非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

三　非課税口座に係る勘定の変更又は平成三十六年分以後の累積投資勘定の設定をしようとする旨及びその変更又は設定をしようとする勘定の年分

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の五第一号中「住所」の下に「（その者に係る法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出があつた日からその者に係る同条第二十九項の規定による帰国届出書の提出があつた日までの間にその移管がされた場合には、その者の出国の日の前日の住所）」を加える。

第十八条の十五の六を次のように改める。

第十八条の十五の六　削除

第十八条の十五の七第二項第二号中「住所」の下に「（その者が法第三十七条の十四第二十七項の規定による継続適用届出書の提出をしたものであり、かつ、その者がその死亡の時において帰国をしていなかつたものである場合には、その者の出国の日の前日の住所）」を加える。